



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 11 月 26 日（木曜日） 号外 第 33 号の 2

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

発行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 44,400 円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病予防法に基づく消毒方法の実施 ---（家畜防疫対策課） 1

告 示

宮崎県告示第 933 号の 2

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 9 条の規定により、100 羽以上の鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥並びに 10 羽以上のだちょうを飼養する県内家畜飼養農家に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和 2 年 11 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 実施の目的
県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を緊急的に予防するため
- 2 実施する区域
県下全域
- 3 実施の期日
令和 2 年 11 月 29 日から同年 12 月 25 日まで
- 4 消毒方法
消石灰等の消毒薬を飼養施設内（畜舎周囲）に散布すること。